（鉄道車両等生産動態統計調査規則の一部改正）

第三条　鉄道車両等生産動態統計調査規則（昭和二十九年運輸省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通則） **第一条**　統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である鉄道車両等生産動態統計を作成するための調査（以下「動態調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。	（通則） **第一条**　統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定による鉄道車両等生産動態統計調査（以下「動態調査」という。）の施行に関しては、この省令の定めるところによる。

（船員労働統計調査規則の一部改正）

第四条　船員労働統計調査規則（昭和三十二年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通則） **第一条**　統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である船員労働統計を作成するための調査（以下「調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。	（通則） **第一条**　統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第十八条の規定に基づく船員労働統計の調査（以下「調査」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。

（自動車輸送統計調査規則の一部改正）

第五条　自動車輸送統計調査規則（昭和三十五年運輸省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通則） **第一条**　統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である自動車輸送統計を作成するための調査（以下「調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。	（通則） **第一条**　統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定による自動車輸送統計調査（以下「調査」という。）の施行に関しては、この省令の定めるところによる。

（法人土地・建物基本調査規則の一部改正）

第六条　法人土地・建物基本調査規則（平成十年総理府令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（統計法施行令別表第二の十二の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人） **第五条**　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二の十二の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人は、都道府県知事が調査すべきものとして国土交通大臣の定める方法により選定した法人（以下「都道府県調査法人」という。）とする。	（統計法施行令別表第二の十三の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人） **第五条**　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二の十三の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人は、都道府県知事が調査すべきものとして国土交通大臣の定める方法により選定した法人（以下「都道府県調査法人」という。）とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中港湾調査規則別表の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。

（港湾調査規則の一部改正に伴う経過措置）

2　調査期日が前項ただし書に規定する規定の施行の日前に属する港湾調査（港湾調査規則第一条に規定する調査をいう。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。